平成30年労第407号

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付けで再審査請求 人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法による休業補償給 付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A(以下「会社」という。)に雇用され、○年○月○日、B所在の同社C店(以下「事業場」という。)に配属され、自動車整備の業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、D医療機関を受診し、「うつ病」と診断された。請求人によると、同年○月○日に赴任した工場長から叱責、サービス残業及び退職を強要されたため、同年○月中頃からめまい、吐き気などの症状が出現し、同年○月○日、通勤時に身体の倦怠感を自覚し会社に行けなくなったという。
- 3 本件は、請求人が、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、○年○月○日から○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断
- (1)請求人に発病した精神障害の疾病名は、E医師の○年○月○日付け意見書及び労働局地方労災医員精神障害専門部会(以下「専門部会」という。)の○年○月○日付け意見書から、ICD-10診断ガイドラインの「F32うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)であると認められる。

請求人は、発病時期につき、E医師の〇年〇月〇日付け診断書を提出して、〇年〇月中旬以降であると主張する。しかしながら、発病時期について、同医師は前記意見書で、請求人の症状に関する主訴の分析を根拠に〇年〇月中頃であると述べ、専門部会は、前記意見書において、診療録や請求人の症状等を総合的に検討して同様の判断をしており、症状の経過等に照らし、当審査会は、E医師と専門部会の意見は妥当であると判断する。したがって、請求人の上記主張は、客観的な医学的根拠の裏付けに欠けるものであり、採用することができない。

- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発122 6第1号。以下「認定基準」という。)のとおりである。
- (3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①上司からの暴言ないし人格否定発言などのひどい嫌がらせを受けた、②退職強要等が行われていたと主張し、いずれの出来事によっても強い負荷を受けたと主張するほか、③上司との業務上の指示をめぐるトラブルがあった、④仕事内容・仕事量の大きな変化があったという出来事についても主張していることから、以下検討する。

ア 上記①の主張について

請求人は、〇年〇月〇日頃に、工場長が「お前ががんだ」などの発言をした ことについて、認定基準別表1の「業務による心理的負荷評価表」(以下「認 定基準別表1」という。)の具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又 は暴行を受けた」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当し、この発言だけでも心理的負荷の強度は「強」であったと主張する。

しかし、請求人の発病時期は〇年〇月中旬頃であり、この出来事は本件疾病発病後の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とはならない。

イ 上記②の主張について

請求人は、○年○月以降、工場長から、「辞めろ」、「帰れ」、「役降りろ」などの発言を受け、これらの発言は認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当し、その心理的負荷の強度は「強」であったと主張する。

確かに、請求人は工場長から業務上の注意や指導を受けており、「役降りろ」と言われたことも認められる。しかし、工場長は、請求人を含めそれ以外の責任ある立場の者に対しても、事業場の信頼される中心的な役職者となってもらうことへの期待を込めて同様の発言をしていることが認められ、工場長には人事権もなかったことも併せて考慮すると、工場長の発言は請求人に対する業務指導の範囲内のものであって、退職強要又は退職勧奨を行ったとは認められないから、請求人の上記主張に係る出来事は、心理的負荷の評価の対象とはならない。

ウ 上記③の主張について

請求人は、工場長から、指示どおりに仕事が進まないと、執拗に暴言を受け、〇年〇月半ば頃より、事務所から工場へのやりとりを一括して全て請求人がするように言われたりしたことは、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当すると主張する。

この点については、同僚らが、「工場長の発言は業務指導の範囲内の言葉だったと思う。」、「工場長からの指示はお客さんに迷惑がかからないようにするなど当たり前の指示だと思います。」、「(請求人は工場長から)きつい言葉を言われていたが、業務指導の範囲内での言葉だと思います。」などと述べており、工場長は業務指導の範囲で請求人に対し指導・叱責を行ったものと認められる。

もっとも、同僚らからの聴取によれば、工場長による強い口調での指導・叱責等も認められるため、当審査会としては、決定書理由(略)に説示するとおり、同出来事の心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

エ 上記④の主張について

請求人は、認定基準1の具体的出来事「仕事内容、仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」(平均的な心理的負荷の強度「II」)に該当すると主張する。この点、請求人の発病前6か月間における時間外労働時間数は、決定書理由(略)に説示するとおり、認定基準別表1の「中」である例の「時間外労働時間数としてはおおむね20時間以上増加し1月当たりおおむね45時間以上となるなど」に該当することから、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「中」であると判断する。

- (4)以上のとおり、請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、 その総合評価が「中」となる出来事が2つであるが、決定書理由(略)に説示する とおり、休日は確保され、終業時間が深夜に及んだ日も認められないため、全体 評価は「中」にとどまると判断されることから、請求人に発病した本件疾病は業 務上の事由によるものとは認められない。
- (5) このほか、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。